

いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）プロジェクト委員会細則

（平成 20 年 12 月 16 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）規程第 5 条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアムプロジェクト委員会（以下「プロジェクト委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第 2 条 プロジェクト委員会は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 各プロジェクトの実施・運営に関すること。
- 二 その他プロジェクト委員会の運営に関する重要事項

（事業）

第 3 条 プロジェクト委員会は、次に掲げる事業を実施する。

プロジェクト委員会名	事業名
教育研究環境基盤整備等プロジェクト委員会	・ 共通キャンパスの整備 ・ Web を活用した授業学習支援システムの導入 ・ いわて情報ハイウェイを活用したネットワーク構築 ・ 遠隔地講義（TV 会議）システムの構築 ・ e ラーニングシステムの構築 ・ いわて情報ハイウェイを活用講義の配信 ・ 共通キャンパスを活用した公開事業の実施 ・ 拡大版ウインターセッションの実施
人材育成・地域文化拠点形成プロジェクト委員会	・ 地域人材育成（岩手学）講座の開設 ・ 特色ある講義の実施 ・ 地域文化（平泉、賢治、言語等）研究の推進
SD プロジェクト委員会	・ SD 研修の共同実施
FD プロジェクト委員会	・ FD 研修の共同実施
教育の国際化プロジェクト委員会	・ 留学生教育の充実 ・ 教育の国際化 ・ 東アジアとの連携強化
地域の活性化プロジェクト委員会	・ スポーツユニオン、シニアカレッジ等の実施 ・ 生涯学習の場の提供
地域課題解決プロジェクト委員会	・ 学生の地域参加プロジェクトの実施 ・ 地域医療・福祉の向上を目指す研究の推進

(組織)

第4条 プロジェクト委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
- 二 岩手県立大学から選出された者
- 三 岩手医科大学から選出された者
- 四 富士大学から選出された者
- 五 盛岡大学から選出された者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 プロジェクト委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 プロジェクト委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第8条 プロジェクト委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、各プロジェクトに関し必要な事項は、コンソーシアム運営委員会の議を経て、コンソーシアム理事会が定める。

附 則

この規則は、平成20年9月26日から施行する。